第 223 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	2022年5月17日(火)午後3時00分~4時30分経済調査会会議室
出席委員	加藤佳孝、小路直彦、野口貴文(委員長)、橋本政彦 (五+音順)

審議事項及び委員意見・質問			審議結果
1. 前回議事概要の確認	・前回議事概要案が承認された。		
2. 「積算資料」6月号土木系資材の価格変動の妥当性について	・審査対象資材のうち、6 月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市 について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下の とおりで、質疑及び審議の結果、了承された。		
	<品目>	[地区]	(理由)
	【上伸した資材】 異形棒鋼	全国	市場は駆け込み商談の収束と主原料の鉄スクラップ相場の一服で、落ち着きを取り戻している。一方、原料高に加え副資材費や電力料金の高騰からメーカーは再値上げを打ち出し、強気の交渉を継続して、市況上伸。
	H形鋼	全国	需給が均衡状態にある中、メーカーは原材料価格や電気料金の上昇を背景に3カ月連続の値上げを表明。流通業者は値上げ後の在庫の増加により売り腰を引き締め、市況上伸。
	セメント	関東(宇都宮、甲 府除く)、新潟、中 部、和歌山、鹿児 島	メーカー各社は、製造・輸送コストの増加を背景に、2,000円以上の大幅値上げを表明。販売側が段階的な引き上げに舵をきったことで交渉が進展し、値上げの一部が浸透して、市況上伸。
	コンクリート用砂 (荒目)	新潟	製造コスト増加、採取地の新規開発等を理由に骨材協組は2019年に値上げを打ち出す。生コン市況低迷により交渉は難航したが、昨年以降の生コン市況上昇により需要者が値上げを受け入れ、市況上伸。
	コンクリート用砂 (荒目)(細目)	岡山	海砂採取業者からの仕入価格と 運搬費の上昇を理由に販売業者 は一昨年度より値上げを打ち出 す。当初、交渉は難航したが、 さらなる運搬コスト増加から売 り腰を強めた結果、需要者が値 上げの一部を受け入れ、市況上 伸。

審議事項及び委員意見・質問		経済調査会説明・	審議結果
	クラッシャラン、 コンクリート用砕石		需要が堅調に推移する中、工場 閉鎖が相次ぎメーカーはここ 5 年で6社から3社に減少。運搬 コスト等の増加からメーカーが 今年4月出荷分より打ち出した 値上げが浸透し、市況上伸。
	PHCパイル	東北、中部	鉄筋等の原材料、運搬コスト増加を理由にメーカーが値上げを打ち出すも交渉は難航。今年3月に隣接する関東地区で市況が上伸したのを機に売り腰を強めた結果、市況上伸。
	再生加熱アスファル ト混合物	秋田、山形、福島、 水戸、宇都宮、さ いたま、東京、横 浜、長野、大阪、 鳥取、岡山、福岡、 大分、宮崎	ストアス等の原材料、運搬コスト増加を理由にメーカーは値上げを打ち出す。採算悪化による危機感を強めたメーカーが、年度当初の交渉で売り腰を強めた結果、値上げの一部が浸透し、市況上伸。
	ストレートアスファルト	那覇	沖縄地区では、県内唯一の油槽 所を有するメーカーが 3 月以降 の原油価格上昇を受け、値上げ を実施。安定供給を優先する需 要者が値上げを受け入れ、市況 上伸。
	鉄筋コンクリート U 形 自由勾配側溝	松江	人件費、運搬コスト増加を理由 に製品協組に加盟するメーカー が昨年 10 月より値上げを打ち 出す。非組合員がいない中、安 定供給を優先する需要者が徐々 に値上げを受け入れ、市況上伸。
	鉄筋コンクリートU 形 自由勾配側溝	那覇	原材料、運搬コスト等増加を理由に製品協組が昨年 10 月より値上げを打ち出す。県外からの流入がなく非組合員の影響も限られる中、徐々に値上げが浸透し、市況上伸。
	自由勾配側溝	甲府	原材料、運搬コスト増加を理由 にメーカーが 2019 年度以降値 上げを打ち出す。当初、交渉は 難航したが、昨年度下期以降、 さらなるコスト上昇を受け、売 り腰を強めた結果、市況上伸。
	自由勾配側溝	山口	原材料、運搬コスト増加を理由 に製品協組は昨年4月より値上 げを打ち出す。昨年度下期以降、 隣接県で災害復旧工事が本格化 したことで安値流入が減少し、 値上げが浸透して、市況上伸。

審議事項及び委員意見・質問		経済調査会説明・	審議結果
	コンクリート積みブ ロック	山口	原材料、運搬コスト増加等を理由に積ブロック協組は昨年7月より値上げを打ち出す。県外からの流入がなく非組合員もいない中、年度末から新年度にかけて値上げが浸透し、市況上伸。
	防舷材	全国	新設需要が減少する中、原材料のゴムや鋼材の価格上昇を受け、メーカーは販売価格の引き上げを実施。需要者が値上げを 受け入れ、市況上伸。
	【下落した資材】		
	鉄スクラップ	札幌、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇	国内需要は堅調だが、国内市況をけん引してきた海外相場は一転して下落。国内電炉メーカーは、4月に引き上げた炉前購入価格を5月に入り引き下げ、需要の弱い地区で市況下落。
	軽油	全国	4月の中東産原油価格は2週目に100ドルを切った後、再上昇し100~110ドルの高値圏で推移。市場価格は、政府の燃料油価格抑制制度の拡充を受け、軟調に推移し、市況下落。
○セメントとアスファルト混合物の価格上昇について、原油価格上昇の影響かと思われるが、原油は昨年年初頃から緩やかに上昇してきたが、先の2資材がここに来て急に上がった理由は。	接押し上げるが、たが生じる。需要者似となると交渉が難らがやや遅く、セメン	加工した製品として販 則でも競合があるため 立する傾向がある。ま ノトメーカーの値上け	一の調達コスト、製造コストを直 売する段階では、需要者との交渉 、特に今回のような大幅な値上げ た、今回はメーカーの値上げ表明 打ち出しは昨年後半で、交渉が具 この時期の上昇となった。
○セメントとアスファルト混合物について、今後さらに価格が上昇する可能性はあるのか。	による資源価格上昇 込んでいない。その アルト混合物につい	早を反映したもので、 Dため、さらなる値上 いても、まだストアス	げはコロナ禍からの世界経済回復 ウクライナ危機による上昇分は見 げの可能性は考えられる。アスフ 価格上昇分を販売価格へ転嫁しき 続される見通しである。
3. 「積算資料」6月号建築系資材の価格 変動の妥当性について	について需給、市流		に変動が生じる建築系資材、都市 容を説明した。その大要は以下の れた。
	<品目>	[地区]	(理由)
	【上伸した資材】 型枠用合板	全国	産地では原木や接着剤価格等の 上昇に加え、現地政府の最低賃金 引き上げなどにより、産地価格は 続伸。さらに円安が進んだ影響か ら調達コストは一層増加してお り、国内流通業者は、販売価格の 引き上げを継続し、市況上伸。

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・	審議結果
	電線・ケーブル全国	5月初旬の国内電気銅建値はt当 たり前月比 6万円の下落。銅価 上昇は一服したものの、高値で仕 入れた在庫を抱える流通側は、未 転嫁分の解消を目指し売り腰を 強め、市況上伸。
○電線・ケーブルのヒアリング調査で、 銅テープの不足の話があったが、どの ようなものか、またなぜ不足している のか。		
4. その他 (1) 次回開催予定	・2022年6月17日(金)10時~12時と	決定。 (以 上)

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の 調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者に よる価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

- 第2条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。
 - 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について 審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとす る。
 - 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

- 第3条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、 代表理事が委嘱する。
 - 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
 - 2 委員長は、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月1回開催する。

(審査の報告・助言)

第6条 委員会は、第2条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて代表理事に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、第2条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由等の資料を委員会に提出するものとする。

附則

- この規約は、平成15年11月13日から施行する。
- この規約は、平成16年4月13日から改定施行する。
- この規約は、平成18年4月13日から改定施行する。
- この規約は、平成21年4月13日から改定施行する。
- この規約は、平成24年6月15日から改定施行する。